

海岸保全施設整備事業	事業主体 県	所管課班 農村整備課 防災対策班
------------	--------	------------------

事業の内容

津波、高潮、侵食等の自然災害の被害から背後農地を防護するための工事を実施するとともに、海岸環境を整備し、海岸利用の推進を図る。

採択基準

1. 高潮対策

海岸管理者が管理する海岸であって、高潮、波浪又は津波により被害が発生する恐れの大なる海岸の保全施設であって、1km当たりの防護面積おおむね5ha以上又は防護人口おおむね50人以上で総事業費おおむね10,000万円（離島にあっては5,000万円）以上。

2. 侵食対策

海岸管理者が管理する海岸であって、侵食による被害が発生する恐れの大なる海岸の保全施設であって、1km当たりの防護面積おおむね5ha以上又は防護人口おおむね50人以上で総事業費おおむね10,000万円（離島にあっては5,000万円）以上。

3. 局部改良

海岸管理者が管理する海岸であって、短年度施行をもって事業の効果を發揮し得るものあつて、総事業費おおむね5,000万円以上のもの。

4. 海岸耐震対策緊急事業

海岸管理者が管理する海岸であって、朔望平均満潮位以下の防護区域を有するか、東海地震に係る地震防災対策強化地域、東南海・南海地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又はその他の大規模地震が想定される地域において、甚大な浸水被害の恐れがある海岸であって、堤防・護岸等の耐震対策を対象とし、総事業費5,000万円以上。

5. 海岸堤防等老朽化対策緊急事業

海岸管理者が管理する海岸であって、老朽化等により機能が確保されていない海岸保全施設であって、緊急にその機能の強化、又は回復を行う必要があると認められるもので、総事業費5,000万円以上。

6. 海岸環境整備

海岸法第40条第1項第3号、4号及び同条第2項に係る海岸保全区域で周辺に公営の公園海水浴場、ヨットハーバー等のレクリエーション施設のある地域又は計画中の地域においてより総合的なレクリエーション機能を発揮するために行う離岸堤、突堤、護岸、堤防、昇降路、砂浜、水叩兼用の遊歩道その他所期の目的を達成するため必要最小限の施設の新設又は改良若しくは汚染の著しい海岸のヘドロ等の除去であって、総事業費おおむね8,000万円以上。

高潮対策、侵食対策において堤防、護岸等の整備の実施と一体的に防潮林の設置ができる。

海岸保全の施設の設置だけでは、前浜の回復若しくは環境維持が困難であるため、又は海浜特性からみて海岸保全施設の設置に制約があるため、緊急に養浜を実施しなければならない海岸、総事業費が8,000万円以上のもの。

海水浴等海岸の利用度が高く、既に海岸保全施設が整備されている海岸において行う次の事業で、総事業費が1,000万円以上もの。

① 段階工およびこれと一体として整備する水叩兼用の遊歩道又は植栽の事業で、かつ、短年度施行をもって事業効果を発揮しうるもの。

② 海岸利用者の安全性の確保を図るための安全情報伝達施設を整備するもの。

海浜からの飛砂により、背後地の生活環境が悪化している地域において行う飛砂を防止するための事業で、総事業費が1,000万円以上のもの。

〔以下、上記1～5と併せ行う事業（ネーミング事業）〕

7. 海岸保全施設緊急防災機能高度化事業

地震観測強化地域、地震特定観測地域等で、海岸管理者が防災機能を高める必要があると判断した箇所における海岸施設の耐震化対策、安全情報伝達施設、水門、陸閘の開閉自動化装置等

ただし、安全情報伝達施設については、海岸環境整備事業（環境局部改良を含む）のみ実施

できる。

8. 海と陸と緑のネットワーク事業

背後地で自然環境保全事業等が実施、又は予定されており防潮林等が計画されている海岸において、自然環境保全事業（ビオトープ事業等）との連携を図り、海岸事業における防潮林、植栽及びこれに関連する管理道路等の整備

9. エコ・コースト事業

国立公園、野鳥生息地など、自然環境や生態系、周辺景観との調和を図る必要が高い海岸において、養浜、植栽、人工リーフ等の自然環境、生活環境に配慮した施設整備の推進

10. 海と緑の健康地域（健康海岸事業）

海と緑の健康地域、健康海岸に指定され、健康・保養・療養施設等が整備または予定されている海岸において行う、健康増進施設と砂浜の保全、復元、高齢者や身障者にも海岸利用が容易な緩傾斜提げ、階段工等の海岸保全施設整備

11. いきいき・海の子・浜づくり事業

文部省所管の教育関連施設あるいは野外教育・地域社会教育活動等の施策と連携して、緩傾斜堤やスロープ、人工磯、リーフ等を整備し自然体験のしやすい海岸づくりを行う。

12. 渚の創生

一連の沿岸で砂が余剰傾向となっている箇所からの発生砂を活用し、離岸堤等の建設により砂浜の安定化対策を施すとともに、砂が不足している箇所（侵食海岸等）に養浜を行い、海辺の復元を図る。

13. 津波防災ステーション

津波来襲時に、潮位、津波高等の海象データや地震、津波情報等を収集し、水門等の施設を一元的に制御操作するための基地及びシステムの整備

14. 都市海岸高度化事業

人口が概ね30万人以上の都市、またはそれに市街地が連たんする都市を対象とし、背後地が商業・業務地帯、市民の利用が高い海岸において、耐震性に配慮した離岸堤、突堤、護岸、堤防及びこれらと一体となって整備される遊歩道、植栽、その他所期の目的を達成するために必要な施設の整備を行う。

15. 魚を育む海岸づくり推進事業

水産庁所管の沿岸漁場整備開発事業のうち、地先型増殖場造成事業、広域型増殖場造成事業又は養殖場造成事業と農林水産省の海岸事業を連携して藻場・干潟等の造成、増養殖場の整備、海岸の防護等を行う。

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考
	高潮対策	50(55)	50(45)	—	—	() は離島
	侵食対策	50(55)	50(45)	—	—	() は離島
	局部改良	1/3	2/3	—	—	
	海岸耐震対策緊急事業	50	50	—	—	
	海岸堤防等老朽化対策緊急事業	50	50	—	—	
	海岸環境整備	1/3	2/3	—	—	

※7～15については上記負担割合に準ずるものとする。